

東串良町選挙管理委員会告示第 19 号

九州電力川内原子力発電所の20年延長運転の是非を問う県民投票
条例制定請求者署名簿を地方自治法(昭和22年法律第67号)第74
条の2第1項の規定により、審査した結果、署名簿に署名した者の総数及
び有効署名の総数は、次のとおりである。

令和5年8月18日

東串良町選挙管理委員会 委員長 児玉 昇三



- | | |
|----------------|-------|
| 1 署名簿に署名した者の総数 | 326 人 |
| 2 うち、有効署名の総数 | 312 人 |